

国立大学法人鹿児島大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）は、「国立大学法人鹿児島大学ネーミングライツに関する基本方針」のもとに、学生の教育研究環境の向上のために民間等資金を活用した施設の維持管理を目的として、本学の保有施設やその他財産のネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集しています。

1. 募集種別

本学のネーミングライツには、次の2つがあります。

1) 財産特定型

本学が対象施設等の財産を特定して、ネーミングライツ協定を結ぶものです。

・別紙1のネーミングライツ・パートナー公募対象施設をご参照ください。

2) 提案募集型

建物屋内外（教室の入口等）にネーミングライツの提案を受け、協定を結ぶものです。イメージにつきましては、別紙2をご参照ください。

なお、ネーミングライツ・パートナー協定中の財産及び財産特定型において公募中の財産を除く、全ての財産を対象とします。

・対象財産の例：〇〇研究棟の△△講義室、構内道路の□□通り など

2. 募集の概要について

2. 1. 財産特定型

(1) 協定の条件

① 協定の期間：原則3年以上

② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

別に定めるネーミングライツ・パートナー公募対象施設一覧（別添）の目安額によります。

なお、目安額は大学としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。

ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人や自然人のどなたでも結構です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

- 号) 第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ③ 社会問題を起こしているもの
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
 - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
 - ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
 - ⑦ 前各号によるもののほか、鹿児島大学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの

(3) 別称等の付与

- ① 命名する別称等(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと)は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・大学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・人権を侵害するおそれのあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・本学のキャンパス計画^{※1}に抵触するおそれのあるもの
 - ・その他学長が別称等として適当ではないと認めるもの
- ③ 別称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、別称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等変更はできません。
- ⑤ 本学の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に別称等の使用を義務付けることはできません。

※1 本学のキャンパス計画は下記の URL より参照してください
<https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/tougou.pdf>

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等に別称等サインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報紙やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努力します。
- ③ ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

(5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサインや案内看板等の設置、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別途、負担願います。)

なお、別称等サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ 別称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

随時受付とし、締切はそれぞれの財産等において最初の応募者を受け付けた後1ヶ月までとします。

郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、EメールやFAXでの受付は締切当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式：8頁）
- ② 法人の場合は、会社概要及び直近3年間の決算報告書
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、鹿児島大学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

* 資格要件及び選定基準

選定項目	要件、基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨 ・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故および不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等 (デザイン含) ・ 大学構成員、地域住民に受け入れられるか（親しみやすさ等） ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。 など	適・否
選定基準	ネーミングライツ料 ・ 財政的な観点から高額なほど高評価とする	①金額
	協定期間 ・ 別称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	②年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	順位

(9) 選定結果の通知および公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また本学のホームページ等で公表します。

2. 2. 提案募集型

(1) 協定の条件

- ① 協定の期間：原則3年以上
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）
別紙2により決定します。

(2) 応募資格

2. 1. 財産特定型の(2)と同じとします。

(3) 別称等の付与

2. 1. 財産特定型の(3)と同じとしますが、デザイン等は別紙2を参照してください。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 本学は、本学のホームページでネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ② ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ③ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 別称等のサインや案内看板等の設置、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(別途、ご負担願います。)なお、別称等サインや案内看板等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ② 別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 別称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間

随時受付とし、締切はそれぞれの財産等において最初の応募者を受け付けた後1ヶ月までとします。

郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、EメールやFAXでの受付は締切当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書(別紙様式:8頁)
- ② 法人の場合は、会社概要及び直近3年間の決算報告書

5. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、協議のうえ決定することとします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

鹿児島大学施設部企画課

〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目 21-24

Tel 099-285-7221

FAX 099-285-7225

Email kkikaks@kuas.kagoshima-u.ac.jp

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

鹿児島大学ネーミングライツ・パートナー申込書

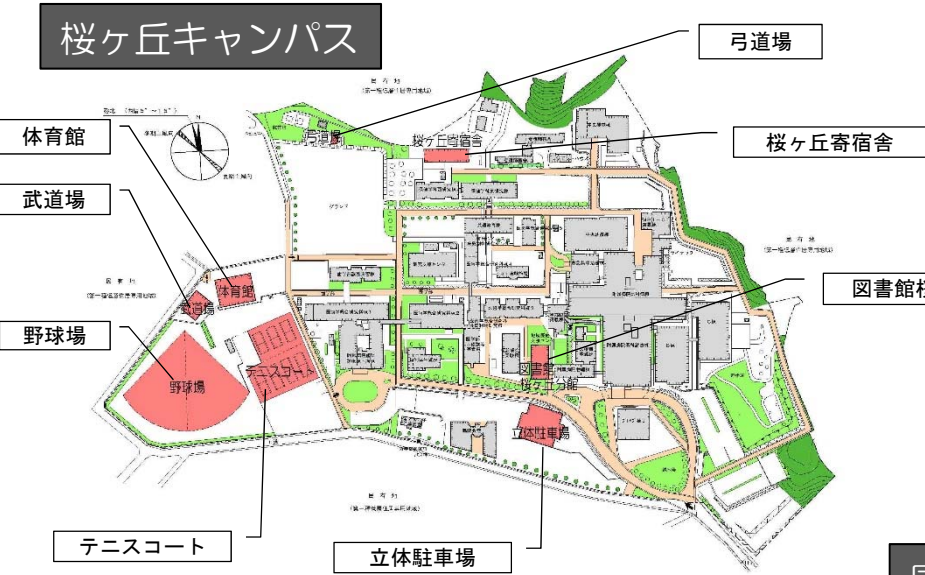
鹿児島大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

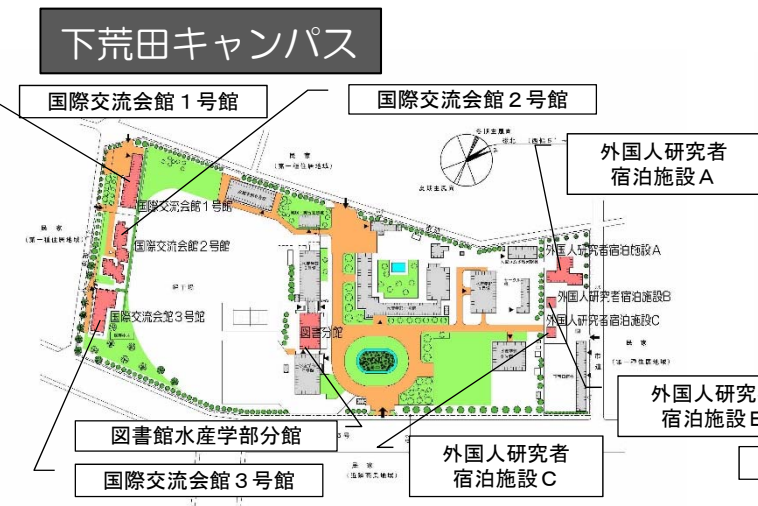
国立大学法人鹿児島大学長 様

住 所	〒
称号又は名称	®
代表者氏名	
担当者氏名	
電話番号・FAX	
E-mail	
応募の趣旨	
別称案	別称、デザイン等は別添資料によります。
希望契約価格	円／年
希望契約期間	年 月 日～ 年 月 日
その他希望事項	

ネーミングライツ・パートナー公募対象施設



凡例
 財産特定型
 ネーミングライツ
 対象財産等

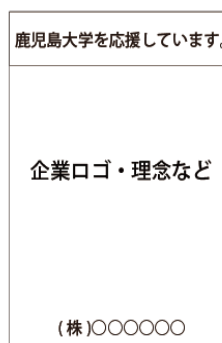


「提案募集型」

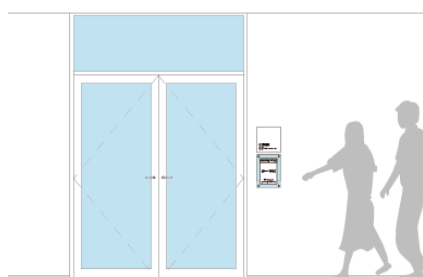
以下のようなパネルに別称等を記入し、設置する部屋等をご提案ください。



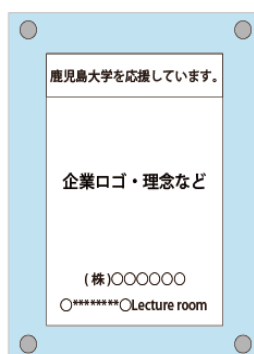
(例) 土地の場合 ※サイズは希望に応じて



(例) 建物屋外の場合 ※壁面パネル (A0～A1判程度)



(例) 建物屋内 (教室入口など) の場合 ※壁面パネル (A1～A4判程度)



実写イメージ

【料金設定】

(1) 土地の場合

希望のサイズに応じて個別の料金設定となります。

(2) 建物屋外・屋内

パネル(A0判)・・・年間36万円(3万円/月)

主に外壁面等の屋外

パネル(A1判)・・・年間24万円(2万円/月)

屋内外問わず

パネル(A4判)・・・年間12万円(1万円/月)

主に教室入り口等の屋内

ネーミングライツ・パートナー公募対象施設一覧

財産特定型対象施設

(千円)

キャンパス	施設正式名称	規模	構造	建築年	のべ利用者数	目安額
郡元	学習交流プラザ	2,210㎡	S2	2013	140,000 人/年	5,600
	陸上競技場	400mトラック				1,000
	球技場					700
	テニスコート	8面				1,000
	第一体育館	1,122㎡	R1	1962		2,900
	第二体育館	2,461㎡	R2	1979		6,200
	武道場	391㎡	R1	1967		1,000
	弓道場	39m×14m	S1	1980		400
	室内プール	50m×7コース	S2	1993		4,000
	植物園	1ha		1919		1,000
	玉利池					1,700
	インフォメーションセンター	46㎡	S1	2007	12,000 人/年	2,000
	郡元南食堂	882㎡、222席	S2	1993		2,300
	中央図書館	12,704㎡	R5-2	1994	363,000 人/年	31,800
桜ヶ丘	野球場	1面				1,000
	テニスコート	7面				900
	体育館	1,072㎡	R1	1981		2,700
	武道場	451㎡	S1	1975		1,200
	弓道場	38m×12m	S1	1979		200
	図書館桜ヶ丘分館	1,980㎡	R3	1976	90,000 人/年	5,000
	桜ヶ丘寄宿舍	2,696㎡	R5	1974		6,800
	立体駐車場	2,988㎡	S2	2008		4,000
下荒田	図書館水産学部分館	795㎡	R2	1970	34,000 人/年	2,000
	国際交流会館 1号館	1,430㎡	R4	1979		3,600
	国際交流会館 2号館	1,259㎡	R4	1994		3,200
	国際交流会館 3号館	1,507㎡	R5	2013		3,800
	外国人研究者宿泊施設 A	502㎡	S2	2003		1,300
	外国人研究者宿泊施設 B	93㎡	S2	2005		300
	外国人研究者宿泊施設 C	93㎡	S2	2005		300
唐湊	男子寄宿舍 A棟	1,412㎡	R5	1982		3,600
	男子寄宿舍 B棟	1,568㎡	R5	1983		4,000
	男子寄宿舍 C棟	629㎡	R2	1961		1,600
	女子寄宿舍	1,600㎡	R4	1966		4,000
	共用棟	317㎡	R1	1961		800

郡元キャンパス所在地 : 鹿児島市郡元一丁目21-24

桜ヶ丘キャンパス所在地 : 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1

下荒田キャンパス所在地 : 鹿児島市下荒田四丁目50-20

唐湊キャンパス所在地 : 鹿児島市唐湊三丁目3-1

